

平成18年度 厚生労働科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業)
児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究
(主任研究者 奥山真紀子)

分担研究報告書

分担研究者 安部計彦 西南学院大学人間科学部

要保護児童の一時保護に関する研究(総括報告)

安部計彦 (西南学院大学人間科学部)

研究概要

児童相談所が行う一時保護は件数は7年間で20%の伸びであるが、のべ日数は90%も増え、その結果1人当りの入所日数は7年間で約9日伸び、1所当りの入所児童数も昨年より6%増え、長期化や集団規模の増加が顕著である。

児童相談所の一時保護所は、児童相談所長が必要と判断した場合はいつでも保護できるという機能の性質上、集団の構成メンバーは毎日13%程度が入れ替わり、児童自立支援施設対象児、情緒障害児短期治療施設対象児など多様な子ども達が、安全を確保するために自由に外に出ることができない閉鎖された空間で、家族や親しい友人から切り離された不安定な気持ちを抱えて集団生活をしている。これは一時保護という機能に伴う構造的課題で、規模の大小や処遇の良し悪しには関係ない。そのため対応困難場面は頻発する。

その対応策の一つとして全国の児童相談所は委託一時保護を活用し、7年間で90%も増えている。一時保護所を併設していない児童相談所は委託一時保護の利用が4割あり、一時保護所がある児童相談所でも委託一時保護が20%もある。なお委託を受ける側は委託料の改善以上に委託に際しての情報や委託中の援助を求めている。

児童相談所の一時保護所には、心理士と学習指導の非常勤職員が国庫補助の対象である。しかしその配置は心理士では57%、学習指導員は形態が多様だが36%で、どちらも十分ではない。そこで心理士は業務内容を、学習指導員についてはその内容について現状を分析し、対応策をガイドラインにまとめた。

一時保護所に入所している子ども達へのアンケート結果から、88%が楽しいと感じ67%は大切にされていると感じているが、62%は嫌な事があり74%の子どもはイライラすることがあると感じている。満足度が高い子どもは職員から話を聞いてもらったと感じる割合が高く、これは対応困難場面での有効な対応法と共通するものである。

なお青森県では、児童福祉司や児童心理司が急増するのと並行する形で、一時保護件数やのべ日数だけでなく、虐待相談件数も減少している。

上記のような研究結果を踏まえ、3つのガイドライン(案)と3つのマニュアル(案)を提案する。

研究協力者

松崎 佳子(九州大学大学院)
圓入 智仁(中村学園大学短期大学部)
井出 智博(九州産業大学大学院)
山屋 春恵(秋草学園短期大学)
大島 剛(神戸親和女子大学)
有村 大士(日本子ども家庭総合研究所)
小木曾 宏(淑徳大学)
野田 正人(立命館大学)
高橋 幸市(佐賀県総合福祉センター)
大橋 和博(長崎県佐世保児童相談所)
宮澤 彰(福岡県中央児童相談所)
宮成 五月(同上)
高木 裕子(福岡県久留米児童相談所)
津田 定利(福岡市こども総合相談センター)
高島 義一(同上)
深堀 雅基(同上)
坂本 富子(北九州市子ども総合センター)
大西 清文(同上)

A 研究目的

(1) 背景

現在、要保護児童の一時保護は児童相談所の一時保護所を中心に行われているが、被虐待児童や非行児童など多様な子ども達が、幼児から17歳まで男女が一緒に生活をするという混合処遇の問題、あるいは一時保護が長期化する中で登校できないことから来る教育権の保障の問題など多くの課題がある。これらの課題に対して、どのように対応していくか、委託一時保護を含め、要保護児童の一時保護のあり方について、ソフト、ハードの両面から実情を調査し、有効なプランを提示することが早急に求められている。

(2) 先行研究

児童相談所一時保護所に関する調査研究は平成14年度に行われた「児童相談所一時保護所の現状と課題に関する研究(主任研究者:高橋重宏)」(日本子ども家庭総合研究所紀要第3

9集)が最初であり、全国の児童相談所の一時保護所に関して概要が報告された。この研究は翌年に引き継がれ、先進的な取り組みをしている5ヶ所の一時保護所の状況が「児童相談所一時保護所の現状と課題に関する研究—その2(主任研究者:高橋重宏)」(日本子ども家庭総合研究所紀要第40集)として報告されている。

また平成16年度には全国児童相談所長会委託研究として、一時保護所実態調査が行われ、概要版が報告された。

(3) 本研究の位置づけと目的

上記のように全国的な調査は三つが行われているが、どれも実態調査であり、調査対象は一時保護所を持つ児童相談所である。

しかし一時保護には他の機関に依頼する委託一時保護という形態があり、また一時保護中の面接や診断の必要性を考えると、すべての児童相談所にかかわる問題である。

そのためこの研究は2年間で一時保護の実態と対応策を検討することを目標とし、今年はその2年目に当たる。そのため昨年を引き続き実態の解明を図ると同時に、具体的な改善策の提案やガイドライン作成する。

B 研究方法(倫理面への配慮)

研究方法としては、昨年今年と2回にわたって調査票を全国の児童相談所に送付し、回答を得ると同時に、昨年度は委託一時保護を受ける立場の関係機関へのアンケートを、今年は一時的保護所に入所中の子ども達にアンケート調査を実施した。

平成18年度には全国に児童相談所は191ヶ所あり、うち113ヶ所に一時保護所が併設されている。委託一時保護はすべての児童相談所が行い、また警察からの身柄付通告は管轄の児童相談所に送致されるため、昨年度に引き続き、全国のすべての児童相談所に対して7月下旬に調査票を送付して現状や課題、意識などを調査した。

調査票は、一時保護に関する状況の調査(調査票Ⅰ)と、児童相談所一時保護所の状況の調査(調査票Ⅱ)、一時保護所運営のガイドライン作成に向けての項目妥当性の調査(調査表Ⅲ)、対応困難場面についての個別事例調査(調査票Ⅳ)、平成18年8月3日に児童相談所の一時保護所に保護されている小学4年生以上の子ども達へのアンケート調査(調査票Ⅴ)の5種類である。一時保護所を併設していない児童相談所には調査票Ⅰのみを送付し、一時保護所を併設している児童相談所には5種類すべての調査票を送付した。

調査票Ⅰについては122ヶ所の児童相談所から回答を得て回収率は63.9%であり、一時保護所からの回答である調査票Ⅱ及び調査票Ⅲについては、75ヶ所から回答を得て、回収率は66.4%であった。調査票Ⅳの事例調査は120例が集まり、調査票Ⅴについては57ヶ所の一時保護所の協力で436票の回答を得た。

この研究は昨年度と同様、児童相談所の実務者と研究者が協議して行ったが、報告書は研究者が分担して執筆した。そのため、この報告書ではそれぞれを分担した執筆者を明示している。なおこの報告書では特に断りがない限り、平成17年度の状況である。

(倫理面への配慮)

児童相談所への調査は統計処理を目的としたもので個人を特定する項目はない。また一時保護中の子どもへのアンケートは無記名であり、一時保護所職員により実施された。事例調査についても個人を特定できる情報を排除するなど十分配慮を行っており、倫理面での問題は無い。

C 研究結果

昨年度の調査結果は報告書にまとめられているので、ここでは今年度の研究結果だけを報告する。

(1) 児童相談所及び一時保護所の状況

全国の児童相談所が行う一時保護は、平成10年度から平成17年度の7年間に件数としては6%の増加であるが、のべ日数は90%も増え、特に子ども達の平均在籍期間は15日から24日と大幅に長期化している。また一時保護所1所当りの入所児童数も昨年より6%増え、長期化や集団規模の増加が顕著である。

児童相談所の一時保護所では、さまざまな課題を抱えた異年齢の男女が集団で生活をしており、対応困難場面も頻発しており、一時保護所職員には高度な対応力が求められる。しかし異動後の新任研修やその後の研修では、一時保護所の業務にあった研修は十分に保障されておらず、何より職員が研修に出た際に代替がなく、十分な研修の機会が保障されていない。また職員の負担感としては、人数不足と暴力的な子どもへの対応法についての戸惑いが最大で、ともに48%の一時保護所で感じられている。

一時保護されている子どもの権利擁護については、実際に取り組んでいる一時保護所数は少ないが、多くの一時保護所がその必要性を感じており、ルールの遵守や行動制限が必要な子どもと、入所前に被害を受け保護やサポートが必要な子どもが混合する中で、子どもの権利擁護をどのように実現するか、苦慮している様子も伺われる。

(2) 委託一時保護の活用と課題

委託一時保護は、児童相談所運営指針において「児童相談所が子どもを一時保護する必要がある場合は、一時保護所を利用することを原則とするが、夜間発生や生活習慣の未自立、子どもの問題状況等定められた適切な理由で委託保護を行うことが適当と判断される場合には、一時保護を行うことができる」とされている制度である。

児童相談所の一時保護機能の一つとして役割の重要性が指摘されてきているが、その活用状況等実態についてはこれまでほとんど調査さ

れてきていない。そこで、本研究において昨年度全国の児童相談所と委託の受け入れ先である児童福祉施設および里親への調査を行った。その結果、委託一時保護は非常に活用されている制度であること、委託料の適正化が必要であること、児童相談所の支援への要望が高いことなどが明らかになった。

今回引き続き、全国の児童相談所に委託一時保護の理由別の活用状況や委託一時保護の際の情報提供等の状況について調査を行ったところ、委託一時保護が一時保護を要する子どもの約3割で利用されており、特に一時保護所を併設していないところでは活用度が4割に上がることで、利用理由は「措置を前提」「専門的な援助」が50%を超しており、一時保護所機能の補完として重要な機能を果たしていることがさらに明確となった。

しかし、利用の際のマニュアルを有しているところは20%にすぎず、また、児童相談所から委託一時保護先への情報提供も子どもの名前、住所等基本的な情報が大半であり、子どもの性格・行動を始め保護者との関係性など他の情報は少ないことなど課題も見られた。

これらの調査研究等を元に「委託一時保護のガイドライン案」を提示した。

(3) 学習

一時保護所における学習のあり方についてはほとんど調査がなされていないため、各保護所の意見を集約し、そのガイドラインを策定することを目的とする。

調査項目としては、学習指導員の配置と職務、学習室のあり方、学習時間の長さ、学習指導をする職員数、学習内容の決定方法、教科、教材、学習の目的、予算、通学、在籍校との情報交換、在籍校における出欠扱い、高校生を除く中学卒業児童への学習指導、学習の時間における取り組み、学習の時間に対する希望や考え等を設定した。

一時保護所から通学する、あるいは一時保護

所内に学校(分校・分教室)を設置することが最も望ましいが、それが叶わない現状での一時保護所の理想的な学習の時間は、以下の通りである。

専ら学習の時間を担当する教員からの配置換えの学習指導員2名が、児童の在籍校と連絡調整を図りながら個々の児童についての学習カリキュラムを策定する。保育士や児童指導員を含めて職員1人あたり5名程度の児童の学習を指導し、1日あたり、小学生で140分程度、中学生で180分程度の学習時間が確保される。学習室は専用で2部屋確保される。

小学生は主要4教科、中学生は主要5教科を学ぶ機会が与えられ、理科の実験器具も含めて教材が用意される。運動の時間のほかにも、外部講師やボランティアなどを活用して家庭科や美術の時間も設定される。文房具はもちろん学習や読書に必要な図書もそろえられる。

(4) 対応困難場面

本年度は昨年度報告書に示された「個人による職員への反抗・暴力」「集団による職員への反抗・暴力」「子ども間の圧力・暴力」「自傷行為」「子ども同士の性的圧力・事故」「その他」の6つの対応困難場面を中心として、4ヶ月間に一時保護所内で発生した対応困難場面とその対応を分析することにより、対応困難場面への対応の現状と課題、対応についての提言を示した。

1ヶ所の一保保護所では4ヶ月間に約22件の対応困難場面が発生し、職員からの指導・指示、児童間のトラブルが引き金になっていることが多いことが示された。また、発生した対応困難場面に対して他の子どもと分離したり、職員が個別的な対応をするという介入的な対応が用いられ、子どもとの面接や話し合いを行ったり、処遇決定を含めて職員の話し合いを持つなどの長期的な対応が用いられていた。

これらに対応困難場面の内容ごとに分析をすると、関わった児童の種別や引き金となった出来事に統計的な差異が認められるとともに、対応の

方法によって対応の結果に統計的な差異が認められた。

これらの結果をもとにそれぞれの対応困難場面への対応について、予防的対応、介入的対応、長期的対応という3つの視点から考察を加え、①職員体制の整備、②多目的に使用可能な個室、③分化された生活空間、④活動プログラムの拡充、⑤職員研修の拡充という5点を対応困難場面への対応に関する提言として示した。

(5) 子ども達の声

一時保護所を利用している当事者である子ども達の声を元に保護所の運営を見直そうという目的で、平成18年8月3日に全国の一時保護所で生活している小学校4年生以上の子どもの対象に、一時保護所での生活についてアンケートで尋ねたところ、431票の有効回答数があった。

調査の結果、7割弱の子どもたちが職員に「大切にされている」と感じるものが「ある」と回答している一方で、3割強の子どもたちが「ない」と感じていることがわかった。

また、一時保護所の満足度の高い子どもたちは、職員から「大切にされている」という実感を高く得ている共に、精神的な状況が安定している傾向がみられた。加えて、「食事はおいしい」、「勉強を教えてもらえる」、「楽しく遊べる」と感じたり、「一時保護所の生活での希望」や「退所後の希望」など、自分の気持ちを聞いてもらっていると感じている子どもほど、職員から「大切にされている」と感じ、満足度が高かった。

一方で、保護週数3週目を過ぎると子どもたちの8割以上がイラつきを感じるなど、保護期間が長くなるにつれ、子どもたちはイラつきや悲しみを感じる傾向が高くなり、保護期間が長くなるにつれ、満足度は低くなることがわかった。

また、4人に一人の子どもたちが、困ったり嫌なことがあった時には、問題を一人で抱えて我慢したり、諦めたりしているといった内容の記述をしており、子どもたちの言葉で表現されない思いをどのように職員がくみとっていくのかも大きな

課題であることが示唆された。

(6) 心理職のかかわり

一時保護所担当心理士(以下一保心理士)の配置や役割についての現状調査に加え、児童心理司が一保心理士の役割についてどのように考えているかも同時に調査し、比較検討を行った。質問紙による頻度だけでなく自由記述の調査を行い、122ヶ所の児童心理司、43ヶ所の一保心理士の結果を分析した。一保心理士は43ヶ所(57.3%)に配置され、うち女性31名(72.1%)、平均年齢28.07歳、平均経験年数1年10ヶ月、36ヶ所(83.7%)で1人配置、非常勤37名(88.1%)、週平均3.52日、1日平均6.56時間、有資格19名(44.2%)、うち心理系資格13名(30.2%)であった。

一保心理士の役割や業務はまだ明確に確立されていないが、「ア. 一時保護所内の心理的業務(対子ども)」「イ. 一時保護所内の心理的業務(対職員)」「ウ. 一時保護所内の一般的業務」「エ. 児童相談所の心理的業務」「オ. 児童相談所の一般的業務」の5つの内容に分類して、児童心理司が考える理想と一保心理士の実際状況のギャップを検討した。アとウが多く大筋では傾向は似ているが、一保心理士はより一時保護所内の直接的な業務にどっぷり使っている傾向が見られた。

自由記述からもその傾向が読み取れ、一保心理士は非常に経験が浅い若手を中心であり、目の前の業務に追われているため、児童心理司ほど児童相談所の中の位置づけやその役割を十分に認識できにくい状況にあることも推測される。また長いスパンで個別ケースの「これまでとこれから」を見ていく児童心理司と、集団の中の個として「今ここで」を大切に見ていく一保心理士の役割の違いが鮮明になった。

また、代表的な3ヶ所の一保心理士の業務及び意見の紹介も付け加えた。これら児童心理司と一保心理士の視点を検討したうえで、総合的な見地から一保心理士の役割のガイドライン試

案を作成した。

(7) 一時保護減少の可能性

全国の児童相談所では、一時保護の増加や長期化、虐待相談の増加などが深刻な問題になり、対応に苦慮している。しかし青森県では平成14年度をピークとして、一時保護件数が3年連続して減少しているだけでなく、虐待相談も平成13年度をピークに平成16年度を除き3年間減少している。例えば一時保護件数は平成14年度からの3年間で全国では1.1倍に増えているが、青森県では0.7倍に減少し、のべ日数も全国の1.3倍に対し0.8倍と減少している。また児童相談所の虐待件数も平成13年度からの4年間で全国は1.5倍に増えているが、青森県では0.8倍と減少している。単年度の減少は全国の児童相談所の中でもありうるが、長期にわたっての減少は画期的と言えるだろう。

その要因のひとつとして、平成12年度に児童福祉司が2倍に増え、平成13年度には従来から比べて3倍になったこともあると思われる。そして増えた児童福祉司は、児童養護施設等に入所した子どもへの頻繁な面接、相談のあった保護者への継続的な面接指導、関係機関へのバックアップなど、本来の児童相談所業務を丁寧に行っていた。

青森県の児童福祉司の増員と一時保護や虐待相談の減少は極めて連動しており、児童福祉司の充実と本来の児童相談所業務を大切に丁寧に行うことで、一時保護や虐待相談を減少させる可能性があることが示唆された。

D 考察

(1) 一時保護所の抱える構造的課題

児童相談所の一時保護所は児童福祉法施行令規則第35条により児童養護施設の最低基準が準用されるが、以下のいくつかの点から、一時保護所の特殊性が問題となる。

① 集団が安定しない

児童相談所の一時保護所はその設立の趣旨

から、児童相談所長が必要と判断されれば、いつでも一時保護される。そして以前に比べて長期化したとはいえ、平均では24日間で退所していく。そのため全国平均でみれば、毎日12%の子どもが入所や退所をしている。そのため入所している子ども集団のメンバーが常時入れ替わり、集団としての継続性や安定性が欠ける。

例えば児童自立支援施設や情緒障害児短期治療施設では対応の難しい子どもが入所しているが、両者とも1年以上の入所が予定されており長期の関わりの中で職員との関係が形成され、援助の積み重ねが行われる。

しかし一時保護所では一人の子どもの入退所で雰囲気が大きく変わることも多い。そのため一時保護所職員は常に集団としてのまとまりを作ることに苦勞している。

② さまざまな子どもの混在

児童相談所の一時保護所は行動観察が目的の一つであり、またさまざまな理由で一時保護した子どもの処遇先を決定する場所である。

そのため、児童養護施設対象の子どもだけでなく、知的障がい児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童養護施設などさまざまな施設の対象となる子ども達が入所している。また以前から言われているように、2歳から17歳までの男女が集団で生活をする場所であり、狭い空間にさまざまな子どもが混在している。

このように多様な子ども達を集団としてまとめるのは困難が多い。

③ 安全保障と自由の制限

一時保護の目的として子どもの安全を保証することがある。そのため外部からの侵入を防ぎ、子どもの安全を確保するためには、外部から遮断された生活となる。

しかし結果的にそのことは、入所している子どもの行動を制限し、狭い空間に閉じ込めておくことになる。全国の児童相談所ではできるだけ生活空間の居心地を向上させるように配慮を行っ

ているが、子どもの自由を制限していることに変わりはなく、その結果、子ども達のストレスは長期になるに従い高まる。

④被害児童と加害児童の混在

児童相談所は子どもの福祉に関するすべての問題に対応することが求められている。そのため、被虐待児など入所前にさまざまな被害を受けている子どもを守るために一時保護を行う。一方、非行児やいじめの加害児、性的加害行為を行った子どもなど、さまざまな加害行為を行ってきた子どもを行動観察や行動抑制を目的として一時保護される。

その結果、狭い空間の中に被害児童と加害児童が同居することになる。両者は入所前には直接的な被害－加害関係にはないが、特に被害を受けてきた子どもにとっては一時保護所が「安全な場所」でなくなる可能性は高い。

⑤子どもが不安定

入所してくる子どもはどのような理由であれ、家族や友人などそれまで生活していた環境から切り離され、多くの一時保護所では自分の私物や保護者きょうだいの写真や手紙も持てずに、知らない子ども達との集団生活を強制される。そのため寂しさや不安から当然情緒的に不安定になり、それを怒りとして表現したり身体症状や精神症状として出てくる場合も多い。

以上のことは一時保護所が持つ機能と不可分の課題であり、規模や構造、対応の良し悪しに関係なく持つ構造的課題といえる。そのため「児童養護施設に準じた」職員配置では対応が困難である。

(2) 専門性確保のために

一時保護所はさまざまな課題を持った幅広い年齢の男女が集団生活をする場所である。その結果、昨年度の調査から子ども5人いれば1日1件のトラブルが発生することが分かっている。ま

た中卒無職児や発達障がい児、不法残留者の子ども、性的加害児など、今まで以上に個別の配慮が必要な子ども達が入所している。そのため発達障がいや虐待が子どもに及ぼす影響などの知識、グループ活動やレクリエーション技術、子どもの暴力や興奮への対応力など高度の専門性が求められる。

しかしこれらの子ども達に対応する児童指導員の中には、社会福祉等の専門職や専門試験で福祉があるような専門職ではなく、行政で採用され、日頃ほとんど子どもや保護や援助に参加したことのない職員も多い。

その専門性を補う研修は、一時保護所の要望と提供されるテーマや回数に制限があり、何より職員が研修に参加する際に代替は入らず、結果的に職員の主観や経験に基づいた指導が行われている。

また一時保護所の職員の40%に相当する非常勤職員は研修も保障されていず、専門性の向上に課題が多い。

そのため研修の機会の増加とそれに参加する際に代替が保障される制度が是非必要である。

(3) 一時保護の規模別の特性

全国の児童相談所では定員は大きく違い、それに伴って職員体制や建物構造がさまざまである。また大都市部か地方都市か、都道府県の中央児童相談所か支所か、県内の一時保護所を1ヵ所に統合したセンター方式なのか各児童相談所に一時保護所を併設しているのか、管轄人口や相談件数の相違、など、さまざまな条件により、各地の一時保護所を一律に捉えることは難しい。

そのためこの研究では、一日あたりの平均入所児童数によって規模別に三つに分けて検討した。つまり年間平均の一日あたりの入所児童数が7人未満を小規模、7人以上14人未満を中規模、14人以上を大規模とした。

その結果、昨年度の報告書にあるように、小

規模施設では居室はほぼ一人で一部屋を使える個室状態であり、平均入所日数も2週間程度であり、対職員暴力も少ないが、職員は行政職が異動で来る割合が高く専門性が劣り、また面積が狭く余分な部屋がないため、個別の対応に困ることが多く、夜間休日は一時保護所の正規職員がいないため緊急対応がむづかしい状態にあることが分かった。

一方大規模な一時保護所は、専用の学習室や静養室が整備され、職員も福祉の専門職の割合も高いが、居室は平均で3人以上であり、対職員暴力も起きやすく、平均の入所日数も30日を越えるなど、長期化が著しい状態にあることが分かった。

このように一時保護所の状況や抱える課題が違いため、対応策やガイドラインも、規模により別の内容が必要となるであろう。

(4) しわ寄せが一時保護所の子どもへ

最近著しい一時保護の長期化は、措置が決まった児童福祉施設が定員一杯で入れなかったり、家庭や環境の調整に時間がかかっている影響が大きい。また居室面積も基準が児童養護施設に準用しているため、生活空間としても狭い。

このように一時保護所が現在直面している課題の背景として、児童養護施設などの不足や建物・人員配置などの基準が現状に対応していず、その結果が一時保護されている子ども達の負担となり、対職員暴力や対児童暴力(いじめなど)となって現れる。

その結果、山屋の研究にあるように、一時保護が長期化するほど、また年齢が上がるほど一時保護所の満足度は低下し、イライラ感が多くなり、行動化したり身体症状や抑うつ感が見られる。

一時保護所の課題を考えるに場合に、一時保護所だけではなく、児童福祉政策や児童相談所のソーシャルワークのあり方全体からの検討が必要である。

(5) 対応困難場面

混合処遇の結果として、一時保護所ではさまざまな対応困難な状況が発生し、井出の研究のように1ヶ所の一時保護所では4ヶ月で約22回、つまり週1回以上起きている。この研究ではそれを6種類に分けて発生状況を検討したが、職員1人当りの子どもの数が3人を越えるとその発生率は大幅に上昇することが分かった。

その対応としては、他の子どもから分離し、刺激の少ない部屋に移動し、マンツーマンで付き、何があったかやどういう気持ちなのかを詳しく聞くことである。この対応が山屋の研究で、満足度の高い子どもは職員に十分に話を聞いてもらうことと比例することと一致する。

しかしこのような対応をするためには、個別対応ができるだけの職員数が必要であり、個別対応ができる部屋が必要である。

一時保護件数の上昇は少ないが、のべ日数は7年間で90%も増え、在籍日数が長期化した結果、1日当りの入所児童数も昨年に比べて6%も増えており、入所している子ども達のストレスは上昇し、逆に職員はますます個別対応が困難な状況になっている。

(6) 委託一時保護

全国の児童相談所の一時保護所が満床近くなり、混合処遇の結果、さまざまな課題が発生し、精神科病棟や民生委員など今まで以上に委託一時保護の活用が強く求められている。

しかし平成10年度から7年間の経過をみると、一時保護件数は20%の増加であるが、うち委託一時保護件数は94%も増えており、この間一貫しての増加である。

昨年度の松崎の研究では、受託する児童福祉施設側の不満としては、委託費の少なさもあるが、それ以上に子どもの情報の少なさが挙げられていた。また児童相談所側からは要望が高い児童自立支援施設への委託一時保護については、施設側は消極的であった。一方、一時保護を受託した里親は今後も受託への希望が多かった。

これらのことを考えると、児童相談所としては今後も委託一時保護をますます活用すると思われるが、委託に際しての配慮は今まで以上に必要となるであろう。

また児童自立支援施設や入所児童が減少している障害児施設など児童福祉施設の一部を委託一時保護専用として運用し、中卒児や施設不適應児などの自立支援を目的とした機能を持たせることで、機能別一時保護も実施可能となるかもしれない。

(7) ガイドライン

2年間の研究の成果として、①学習時間、②委託一時保護、③一時保護所心理士についての3つのガイドライン(案)を作成し、また①入所ガイダンス、②暴力対応、③個別指導の3つのマニュアル(案)を作成した。

これらはいくまで「提案」であり、実際にこれらが妥当なものであるかどうかは実証が実用である。

しかし一方、児童福祉司や児童心理の増員が一時保護や虐待相談を減少させる可能性が伺われ、また対応困難場面の結果から、入所児童が増えれば当然困難も増加することが明らかになった。

これを「単なる理想」として風化させるのではなく、「専門家の研究の結果、設備や人員がこの程度必要」という交渉の実証資料として利用していただきたい。そのためにもこの報告書での見解は、「実現可能性」より「専門家の見地から必要と判断される水準」を目指している。

(8) 長期的展望

児童虐待はまだまだ社会的な問題であるが、入所してくる子ども達は、発達障がい児や中卒無職児、不法残留者の子ども、性的加害行為を行った子どもなどますます多様化している。そして施設の状況を考えれば、今後も入所期間の長期化も続くと思われる。

その結果、今まで部屋の改造や非常勤職員の雇用などの小手先の対応では行き詰る状況にな

っている。大都市の一時保護所はますます定員規模を巨大化させており、地域の小規模な一時保護所でも入所児童の増加とそれに伴う困難場面の発生で、今までのような対応ではやっていけない状態である。

この研究を含め、児童相談所が行う一時保護について、やっと光が当たってきた感があるが、「短期の一時的な通過施設」という認識が支配的であるため、根本的な改善はなかなか望めない。

児童福祉施設の最低基準の準用から、安部が提案したガイドラインへと移行することを切に願う。

E 結論

児童相談所が行う一時保護については課題が山積しており、2年間の研究でその一端が明らかになり、いくつかの具体的な対応方法も提案できた。

ただ全国の一時保護所の状況は、この2年間でもさらに悪化している一方、いくつかの新設や改造された一時保護所を見学すると、たくさんの工夫が行われている。しかし全国でその工夫や課題解決への取り組みを共有化するシステムはなく、全国的な経験の積み上げも課題の一つである。

今後中核市や新たに政令指定都市となった市などで一時保護所が開設され、各地で一時保護所の改造も検討されている。また厚生労働省では一時保護所整備への取り組みを始めている。この研究が委託一時保護を含め、児童相談所機能の強化に役に立つことを期待したい。

なお一時保護に関する課題はまだまだ残っており、今後も継続した検討が必要である。

G 業績

1 論文発表

- ① 安部計彦「一時保護所の現状と課題」、子どもの虐待とネグレクト第8巻第2号 228～232、

日本子ども虐待防止学会、2006

- ② 大島剛「児童相談所一時保護所の心理職の役割」、子どもの虐待とネグレクト第9巻第1号(掲載予定)、日本子ども虐待防止学会、2007

2 学会発表

- ① 安部計彦「児童相談所一時保護所の規模別における課題の分析」、日本子ども家庭福祉学会第7回全国大会自由研究発表、2006年6月4日、大正大学巣鴨キャンパス
- ② 安部計彦「全国の一時保護所の実態調査・研究を通してみえてくるもの」、2006年(第32回)全国児童相談研究セミナー分科会報告、2006年11月12日、大阪府立女性総合センター
- ③ 安部計彦「一時保護所でのケア」、第12回日本子ども虐待防止学会みやぎ大会自主企画、

2006年12月8日、仙台国際センター

- ④ 大島剛「児童相談所一時保護所の心理職の役割」、第12回日本子ども虐待防止学会みやぎ大会一般演題、2006年12月8日、仙台国際センター
- ④ 圓入智仁「児童相談所一時保護所における学習権保障の実態」日本社会教育学会第53回大会、2006年9月9日、福島大学

3 その他

- ① 安部計彦「厚生労働省主催 平成17年度児童相談所一時保護所職員研修」講師、2006年2月2日及び2月15日、国立武蔵野学院
- ② 安部計彦「厚生労働省主催 平成18年度児童相談所一時保護所職員研修」講師、2007年2月4日及び2月19日、国立武蔵野学院

平成18年度 厚生労働科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業)
児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究
(主任研究者 奥山真紀子)

分担研究報告書
分担研究者 安部計彦 西南学院大学人間科学部

児童相談所および一時保護所の現状と課題

安部 計彦(西南学院大学)

研究概要

全国の児童相談所が行う一時保護は、平成10年度から平成17年度の7年間に件数としては6%の増加であるが、のべ日数は90%も増え、特に入所している子ども達の平均在籍期間は15日から24日と大幅に長期化している。

児童相談所の一時保護所では、さまざまな課題を抱えた異年齢の男女が集団で生活をしており、対応困難場面も頻発しており、一時保護所職員には高度な対応力が求められる。しかし異動後の新任研修やその後の研修では、一時保護所の業務にあった研修は十分に保障されておらず、何より職員が研修に出た際に代替がなく、十分な研修の機会が保障されていない。また職員の負担感としては職員の人数不足と暴力場面への対応が最大で、ともに48%の一時保護所で感じられている。

一時保護されている子どもの権利擁護については、実際に取り組んでいる一時保護所数は少ないが、多くの一時保護所でその必要性を感じており、ルールの遵守や行動制限が必要な子どもと、入所前に被害を受け保護やサポートが必要な子どもが混合する中で、子どもの権利擁護をどのように実現するか、苦慮している様子も伺われる。

1 研究目的

この研究は昨年度に続き、全国の児童相談所で行われた一時保護の実態について調査し、その現状と課題を検討するものである。

なお児童相談所一時保護所における一時保護(以下「所内一時保護」とする)を中心として検討するが、一部委託一時保護をも含め、一時保護全体の状況を対象とする。

2 研究方法

平成18年度には全国の児童相談所は191ヶ所あり、うち113ヶ所に一時保護所が併設されて

いる。委託一時保護はすべての児童相談所が行い、また警察からの身柄付通告は管轄の児童相談所に送致されるため、昨年度に引き続き、全国のすべての児童相談所に対して7月下旬に調査票を送付して現状や課題、意識などを調査した。

調査票は、全国の児童相談所に対して一時保護の状況を調査したもの(調査票Ⅰ)と、児童相談所一時保護所の状況を調査したもの(調査票Ⅱ)、一時保護所運営のガイドライン作成に向けての調査(調査表Ⅲ)、対応困難場面についての個別事例調査(調査票Ⅳ)、平成18年8月3

日に所内一時保護されている小学3年生以上の子ども達へのアンケート調査(調査票Ⅴ)の5種類で、一時保護所を併設していない児童相談所には調査票Ⅰのみを送付し、一時保護所を併設している児童相談所には5種類すべての調査票を送付した。

調査票Ⅰについては122ヶ所の児童相談所から回答を得て回収率は63.9%であり、一時保護所からの回答である調査票Ⅱについては、75ヶ所から回答を得て、回収率は66.4%であった。

3 調査の結果

(1) 全国の一時保護の推移

厚生労働省の資料(注Ⅰ)によると、全国の児童相談所が行った虐待相談と一時保護の推移は(表1)及び(図1)のように、児童虐待件数は平成10年間からの7年間で約5倍に急増しているが、一時保護件数は同期間で20%の増加にすぎない。ただ一時保護のべ日数は90%の増加で、一時保護が長期化していることがわかる。特にのべ日数は、児童虐待の防止等に関する法律ができた平成12年度と岸和田事件の影響で虐待通告が急増した平成15年度に急増しているなど、一貫して増加している。

その全国の一時保護の推移の内訳は(表2)(図2)のように、一時保護の件数全体は7年間で20%の増加であるが、所内一時保護は増減がありながら平成17年度は平成10年度に比べて6%の増加である。一方委託一時保護はほぼ一貫して増えており、平成10年度からの7年間で約2倍近い90%以上も増えている。

またのべ日数は所内一時保護が1.7倍、委託一時保護が2.6倍とどちらも一貫して増えている。所内一時保護は、件数は6%の伸びに過ぎないのに、のべ日数は70%増と大きく伸びた結果、のべ日数を件数で割った一人当りの入所日数は、平成10年度は一人平均14.8日であったが平成17年度には24.3日と、7年間で10日も伸びている。

(2) 平成17年度の一時保護の状況

平成17年度に全国の児童相談所で行われた一時保護について、相談種別ごとの内訳まで記載のあった110ヶ所の児童相談所について、その状況を検討した。

このうち一時保護の形態とその内容を相談種別ごとに示したのが(表3)である。これによると、養護相談はおおむね1:3の割合で所内一時保護所が多く、在籍日数も若干所内一時保護の方が長い。虐待相談は養護相談平均より委託日数は長い、相談の中で占める一時保護の割合は少ない。また非行相談は、一時保護所での在籍機関は3週間ほどで養護相談より若干短い程度であるが、委託一時保護が相談全体に占める割合が少なく日数も10日程度しかない。その他の相談については、相談の中で一時保護を行う割合は1%以下と少なく、委託期間も短い。

次に、児童相談所で受けた相談のうち、一時保護を行う割合を計算した「一時保護率」を安部は昨年(注2)の研究(注2)で相談種別ごとに行っている。今年度の実態を昨年度と比較すると(表4)のように、どの相談種別も受けた相談件数のうちで一時保護を実施する割合は減少している。特に非行相談は2割近く減少しているが目立つ。

また(表3)の資料を、一時保護を行う場所で整理すると(表5)のように、委託一時保護が増えたとはいえ所内一時保護の割合が全体で約75%と依然として中心である。虐待を含めた養護相談やその他の相談は件数とのべ日数はほぼ同じ割合であるが、非行相談に関しては委託一時保護の期間が短く、また一時保護を行う場所も9割以上が児童相談所で行われるなど他の相談と違う傾向がみられる。

さらに各児童相談所での人口1万人当りの一時保護人数は(図3)のように、中央値は1.24人であるが、各所によってかなりの違いがみられる。特に(表6)のように、一時保護所を併設していない児童相談所は、併設されている児童相談所の半分以下しか児童相談所の一時保護所を利用

していない。

なお委託一時保護については昨年度、今年度とこの研究において松崎(注3)が詳細に分析している。

(3) 虐待相談の一時保護

児童相談所が通告等を受け付け、虐待として分類した相談のうち、一時保護されるのは(表7)のように 24.2%(16.6+6.9)にすぎない。なお(表3)は児童相談所からの回答であり(表7)は一時保護所からの回答であるが、どちらも全数ではないため件数は一致していない。

その内訳では、性的虐待は相談のうち 26.8%を一時保護しており、入所期間も長い。特に委託一時保護の場合には平均で 50 日となっている。次に高いのはネグレクトで、相談の 26.4%を一時保護しているが、委託一時保護の割合が高いのが特徴である。身体的虐待は相談の 22.8%で全体の平均に近いが、心理的虐待は 17.9%と一時保護される割合が少なく、一時保護期間も短い傾向にある。

ところで、虐待相談として子どもを一時保護した後、児童相談所で調査を進める中で複数の虐待が認められる場合がある。その時に一般的にどの分類を優先するかを尋ねたのが(表8)である。結果は身体的虐待が44%と一番多く、次が性的虐待で27%であった。その時の手続きとしては(表9)のように、援助方針会議などの会議で決まるのが67%と一番多いが、事実が判明した時点で自動的に決まる児童相談所が 1 割以上ある一方、当初の相談分類を継続する児童相談所も7%以上あった。

(4) 一時保護所の規模

昨年度のこの研究では、全国の一時保護所を一日当りの平均入所児童数によって、7 人未満を小規模、7 人以上 14 人未満を中規模、14 人以上を大規模として分類し、それぞれが持つ性格や規模別の処遇内容の違いを分析した(注2)。その結果、全国の一時保護所は様々な課題を

抱えているが一時保護所の規模により直面する課題の内容が違うことが分かった。

今年度も同様に分類をした上で分析を行うことにした。分類の基準は昨年と同様にしたが、調査の回答のあった児童相談所が昨年とは必ずしも重複しないため、その実用性の確認を(表10)のように実施した。その結果、今年度の調査においても、各規模の一時保護所の割合は昨年度とほぼ同じになった。そのため規模による一時保護所の分類を昨年度と比較しても、大きな差はないと考える。

ところで、昨年と今年の 2 年続けて回答をいただいた52ヶ所の一時保護所の状況を調べた。その結果、(図4)及び(表11)のように、一時保護件数が約 3 倍も増えている一時保護所が2ヶ所あるが、全体としては6.4%の増加である。そのうち小規模な一時保護所は1年間で約15%も増えている一方、中規模、大規模では件数はほぼ前年並みである。

(5) 業務内容

一時保護所の案内パンフレットは(表12)のように、8割以上の一時保護所で作成されており、対象は半分以上が保護者と子どもの両方である。

また一時保護所職員が子どもの担当を決めているかどうかは(表13)のように、76%の一時保護所で担当制を取っており、担当制をまったくとっていないのは17%であった。しかし一時保護されている子どもが自分の担当職員を知っているのは全体の41%であり、交代勤務のために担当職員が常時子どものそばにいないことができない関係で、担当の職員名を子どもが知らない場合も3分の1以上あった。

そのように担当となった職員の業務は(表14)のように、行動観察表を書くのが93%と一番多く、次いで外部との情報交換の窓口が71%、所内の情報収集・集約が57%、援助方針会議等での報告も61%で、担当した子どもと定期的に個別の時間を持つようにしている一時保護所は1

0%未満であった。

(6) 対応困難場面

一時保護所で発生する対応困難場面については、この研究で昨年度は有村(注4)が、今年度は井出が対応困難場面の個別事例について詳細に分析しているが、ここでは全般的な状況を見ると(表15)のように、対応困難場面を一時保護所職員だけで対応しているところと児童福祉司などの応援を呼べる体制がある一時保護所がほぼ同数であった。

しかし平日夜間や休日など、児童福祉司や管理職などが児童相談所にいず、また一時保護所も職員体制が手薄になる時間帯に保護者が来所して強引に子どもに面会を求めた場合にとのように対応するかは、児童福祉司を呼び出すところが44%で最も多く、次に管理職に出勤を要請し、最後まで一時保護所職員が対応するところは10%未満であった。

困難場面への対応では(表17)のように、入所時のオリエンテーションなど事前に説明したり、その際に暴力を振るわないことを約束するなどの準備している一時保護所が7割ある。一方イライラの解消法を子どもと事前に話しておく一時保護所は22%と少なく、また子どもが興奮をした場合に落ち着かせることを主目的にした部屋は13%にしかない。

特に身柄付通告の場合、子ども自身が児童相談所で一時保護されることを事前に知ることなく急に連れて来られるため、子どもが一時保護を納得せず、興奮したり暴れたりすることは多い。

このような身柄付一時保護の有無を児童相談所に尋ねたところ(表18)のように、昨年度身柄付通告を受けたのは64%の児童相談所であった。そのうち身柄付通告自体を受け付けなかった児童相談所が5ヶ所で24件あり、その理由は一時保護の必要がないと判断した児童相談所が3ヶ所、一時保護所の状況から保護できないと判断した児童相談所が1ヶ所であった。また受理はしたが児童相談所の判断として一時保護をし

なかつた児童相談所は22ヶ所110件あった。

なおこの身柄付通告の非行児への対応については、圓入の研究(注5)で詳しく分析されている。

(8) 職員研修

児童相談所の一時保護所ではさまざまな課題を抱えた幅広い年齢の子ども達が集団生活をするため、対応に苦慮することは多く、子ども達の生活指導だけでなく、興奮した子どもへの対応や被虐待児への配慮など、一時保護所職員は高い専門性が求められる。

しかし児童相談所は都道府県、政令指定都市、中核市など行政機関の一部をなすため、そこで働く職員も地方公務員として採用されたものである。安部(注2)の昨年度の調査でも福祉の専門職は大規模な一時保護所では81%を占めるが、小規模では56%、中規模でも41%は行政職として採用されており、これら職員の専門性を担保する手段として一時保護所職員への研修は重要である。

まず採用や人事異動で一時保護所に赴任してきた職員に対する新人研修であるが(表20)のように、所属児童相談所主催が一番多く、次いで中央児童相談所や本庁が主催する児童相談所職員向けの研修である。一時保護所は児童相談所に属しているため、児童相談所全体についての理解も当然必要であるが、一時保護所の職員として子どもへの対応に関する知識を教えるなど、一時保護所職員向けの研修があるのは、所属独自、本庁等の主催それぞれ20%前半である。そして16%の一時保護所では新人研修が全く行われていない。

一時保護所の職員として必要な研修内容を尋ねたところ(表21)のように、「関わりの難しい子どもへの関わり方」を91%の一時保護所が求めており、次に「虐待を受けた子どもの影響」で72%であった。「法律・制度・政策について」は31%、「臨床心理学や児童精神医学の知識」が40%と、基礎的な知識も求めているが、一番欲し

いのは即実践で役に立つ技術である。

実際に受講した研修内容は(表 22)のように、厚生労働省主催の一時保護所職員研修で47%であるが、所属児童相談所主催または本庁等が主催して一時保護所職員向けの研修があるのは15%前後にすぎない。また児童相談所職員向けの研修は30%前後しかなく、全く研修を受講していない一時保護所も12%ある。

そのような研修を受講すると、その分職員が勤務に空白ができて子どもへの対応が不十分になるため、研修受講が難しいという声も聞く。そこで職員が研修を受ける場合には、代替職員が入り、安心して研修が受けられる体制かどうかを尋ねると(表 23)のように、80%近い一時保護所では代替が入らない。つまり職員が研修に出ると、その分人手が不足する状態であり、研修受講そのものが困難となり、結果的に一時保護所職員の資質の向上に大きな支障をきたす。

ところで昨年度の安部の研究(注2)で全国の一時保護所では、平均して正規職員7.4人に対して非常勤職員は4.9人であり、非常勤職員は一時保護所全職員の40%を占め、大切な戦力になっている。この非常勤職員の研修は(表 24)のように、46%の一時保護所では正規職員と同様に研修を受けられているが、21%の一時保護所では全く研修には参加させていない。

(9) 子どもの権利擁護

一時保護された子どもを処遇するうえで子どもの権利をいかに守るかは配慮の必要な点である。(表26)は安部(注4)の子どもの権利擁護に関する資料に基づき、職員として一時保護所運営のガイドラインとして必要と感じながら実際にはできていない「差」が大きい順に作成したものである。この結果、第三者評価を約85%の一時保護所が必要と感じ、また意見箱等で子どもの意見を聞くシステムが必要だと80%以上の一時保護所では感じているが、どちらも実施は10%以下である。

しかし逆に考えれば、一時保護所の第三者評

価を5ヶ所の一時保護所で実施しており、意見箱などで子どもの声を聞くシステムを7ヶ所の一時保護所で持っており、一時保護所版の子どもの権利ノートを6ヶ所の一時保護所で渡している。

またCDや本などの私物を持ち込めるところが24ヶ所、食事の献立に子どもがリクエストを言える一時保護所が16ヶ所あるなど、子どもの生活の質を向上させる取り組みを行っている一時保護所も多い。

(10) 職員の疲労感・負担感

一時保護所職員の疲労感は高く、その要因として(表25)にあるように「人員不足で子ども達に振り回される」と「暴力への対応」が一番多く48%であり、ついで「夜勤で疲れる」が45%である。子ども達が示す暴力や反抗的な態度に対して恐怖心を持つ一時保護所も28%あり、対応困難場面での職員のストレスの高さがうかがわれる。

中には「家に帰っても気になって夜寝られない(12%)」や「十分な仕事できていない(28%)」などうつ状態が疑われる状態もかなり高い割合を示している。

なお「子どもから深刻な話を聞いて落ち込む」は8%で割合は少ない。また一時保護所職員同士の関係でストレスを感じている割合は17%で、チームワークはおおむね良好であると言える。

(11) 自由記述から

一時保護所調査の最後に、いくつかの自由記述をお願いした。

まず(表27)の「各所の特徴や自慢できるところ」としては、対応の充実(24%)、柔軟な対応(18%)、職員の資質(11%)、チームワーク(6%)と職員の対応力を挙げているところが目立つ。また家庭的な雰囲気(16%)、周囲の環境(13%)など小規模な一時保護所の良さをアピールするところもあるが、20ヶ所は記述がなく、特になしも7%あり、全体として児童相談所の一時保

護所ではあまり自信を持ってアピールすることは少ない。この研究の山屋が行った子どもへのアンケートに比べると、マイナスの自己評価が強い傾向にある。

次に(表28)の「一時保護所の課題」であるが、一番多いのが人的配置で35%で、夜間体制(11%)も課題として挙げている一時保護所が多い。また建物・構造(34%)、狭い(17%)建物の老朽化(14%)とハード面での課題も多い。そして学習面(17%)、援助内容(11%)、混合処遇(9%)と気持ちだけでは対応できない一時保護所の構造的な課題も浮かび上がる。

「子どもが安全に生活するために必要な点」としては(表29)のように、設備の整備(36%)、適切な対応(31%)、職員の充実であり、「一時保護所を寄り充実させるために必要な点(表30)」としては、職員配置(59%)、専門性の向上(36%)、設備の充実(26%)であった。つまり現在は職員の熱意と工夫によって補っているが、今後一時保護所に必要なものとして、職員の充実と設備の整備が中心的な課題として浮かび上がってくる。

これらは自由記述であったため、もし選択肢から選ぶのであれば、さらに高い得点が得られたと思われる。

4 考察と今後の課題

(1) 入所児童の増加

全国の児童相談所で一時保護される子どもの数は、児童虐待の増加率ほどには増えていないが、のべ日数は7年間に約2倍に増え、入所期間も長期化している。しかし一時保護率の低下を考えると、相談を受けながら一時保護しない割合が増えており、一時保護所や施設がいっぱいのため、必要な時期に適切に一時保護が行われているのか、以前なら一時保護されたであろう状態でも在宅が続くことが起こっていることも憂慮される。

つまり全国の児童相談所では、一時保護所の老朽化や狭さ、職員配置の少なさ、一時保護児

の過密状態などから、子どもの生活する環境としての適切さが担保されていないため、相談援助の際に一時保護所の利用をためらい、必要最低限でしか一時保護をしない状況のため、結果として一時保護件数が増えないという面も考えられる。

しかしこの研究で判明した全国の児童相談所及び一時保護所の状況からは、今までの建物構造や職員配置などでは対応できない状態になりつつあることが伺われる。

そのため児童養護施設の最低基準を準用するのではなく、独自の基準作りが求められる。

(2) 職員研修

児童相談所はさまざまな課題を抱えた幅広い年齢の子ども達が集団で生活しており、それに対応する職員には高い専門性が求められる。しかし昨年の調査では小規模な一時保護所ほど行政からの異動が多く、専門性は高くない。そのため職員の資質の向上には研修が欠かせないが、ほとんどの一時保護所では職員が研修に出た後の人員の手当は保障されず、日常の子どもとの対応に追われる中で、十分な知識や技術を保障されないまま、自分の経験と判断で対応している。

また希望する研修内容は、現場で対応する具体的な方法を求めている。一時保護所は交代勤務のため職員数も比較的多く、一度に研修に出せないため、研修の機会を数多く準備する必要があると同時に、研修の際には代替職員が雇用され、安心して研修に出られるような配慮が必要である。

(3) 子どもの権利擁護

一時保護所に入所する子どもは保護者から離れ、不安と寂しさの中で知らない人達との集団生活を強いられる。それだけでなく家庭で虐待を受けるなど辛い体験を多く経験している子ども達であるから、一時保護所で子どもの安全を保証し、安心感を与えることが大事になる。

そのためには職員が良かれと思って強制するのではなく、子どもの意見を子ども達自身から聞いたり、外部の第三者からして評価を受けるなどを系統的に行う必要が、一時保護所職員自身も求めている。

実際そのような取り組みは始まっており、第三者評価や一時保護所版の子どもの人権ノートが配布され、私物やおモチャ、家族の写真などを身近に持つことができるが、現状ではまだまだ十分ではない。

しかし思春期の非行児へはルール遵守や弱いものいじめを禁止する対応も必要であり、混合処遇の中で子どもの人権擁護を確保という難しい対応が求められている。

(注1) 厚生労働省ホームページ：

http://www.dbtk.mhlw.go.jp/toukei/data/370/2005/toukeihyou/0005662/t0126339/HOUH0010_001.html ほか

(注2) 安部計彦「児童相談所及び一時保護所

の状況」、平成17年度厚生労働科学研究「児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究(主任研究者 奥山真紀子)」の分担研究「要保護児童の一時保護に関する研究(分担研究者 安部計彦)」報告書 515～537

(注3) 松崎佳子「委託一時保護の活用と課題」、上記厚生労働科学研究報告書 539～555

(注4) 有村大士「一時保護所における対応困難場面」、上記厚生労働科学研究報告書 635～648

(注5) 圓入智仁「児童相談所一時保護所における非行児童への対応に関する研究」平成18年度こども未来財団「児童相談所一時保護所の運営に関する調査研究(主任研究者 安部計彦)」報告書 59～69

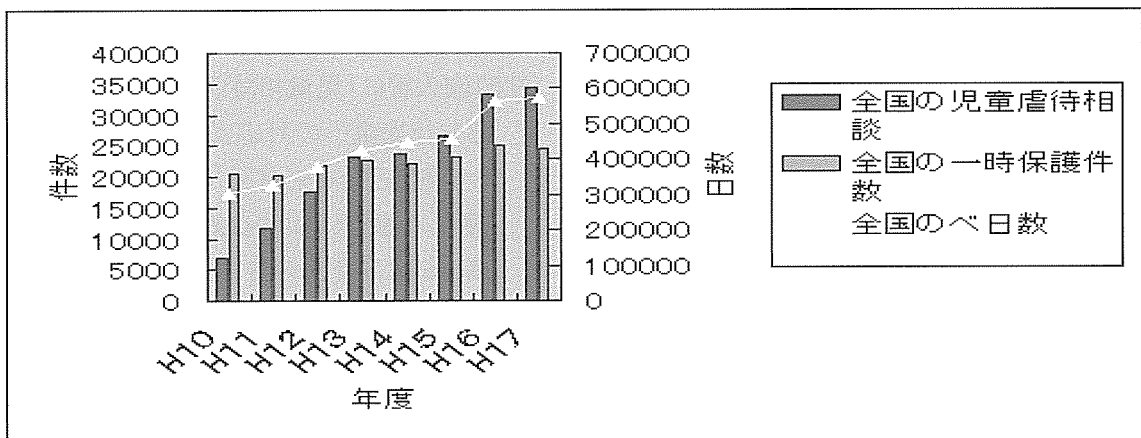
(注6) 安部計彦「児童相談所一時保護所運営のガイドライン策定に向けた検討」、上記こども未来財団報告書 92

<資料>

(表 I) 虐待相談と一時保護の増加

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
全国の児童虐待相談	6932	11631	17725	23274	23738	26569	33408	34451
(虐待の指数)	100	168	257	336	342	383	482	497
全国の一時保護件数	20467	20385	21922	22721	22250	23316	25116	24549
(件数の指数)	100	100	107	111	109	114	123	120
全国のべ日数	304624	324545	378740	426252	447349	457438	563652	574382
(日数の指数)	100	107	124	140	147	150	185	189

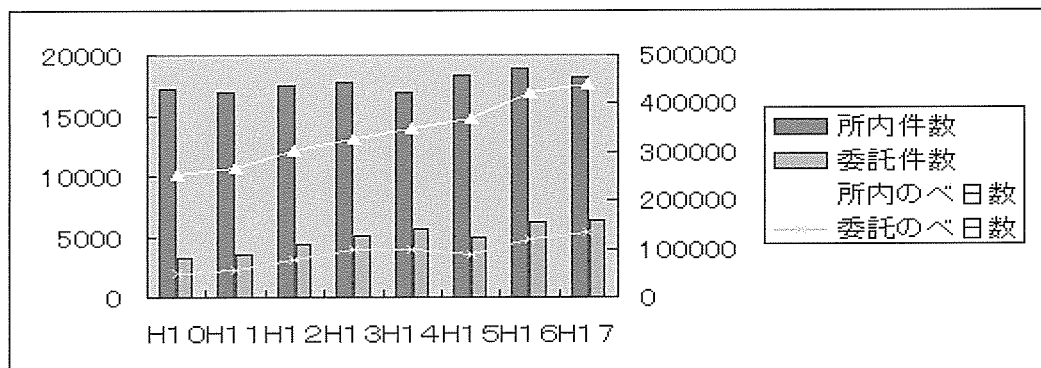
(図1) 虐待相談と一時保護の増加



(表 2) 一時保護の推移

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
所内件数	17188	16854	17457	17793	16881	18322	18901	18169
(指数)	100	98	102	104	98	107	110	106
委託件数	3279	3530	4307	5011	5565	4994	6215	6354
(指数)	100	108	131	153	170	152	190	194
所内のべ日数	253628	266845	301163	327512	348925	368842	422680	440744
(指数)	100	105	119	129	138	145	167	174
委託のべ日数	50996	57700	77577	98740	98424	88596	120972	133638
(指数)	100	113	152	194	193	174	237	262

(図 2) 一時保護の推移



(表3)平成17年度 全国の児童相談所の相談種別の一時保護状況 N=110

	相談件数	一時保護所での実人数	一時保護率(%)	一時保護所のべ日数	平均入所日数	委託一時保護の実人数	委託保護率(%)	委託保護のべ日数	平均委託日数
養護	43,144	8,136	18.9	198,053	24.3	2,982	6.9	68,240	22.9
うち虐待	21,428	3,878	18.1	112,554	29.0	1,317	6.1	38,290	29.1
非行	10,854	1,522	14.0	33,760	22.2	227	2.1	2,247	9.9
その他	130,837	1,096	0.8	20,262	18.5	175	0.1	2,804	16.0
合計	206,263	14,632	7.1	364,629	24.9	4701	2.3	111,581	23.7

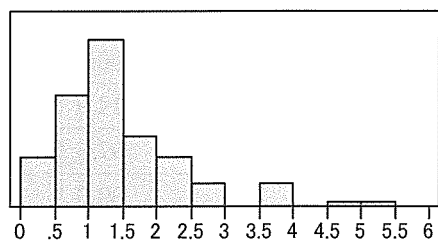
(表4)相談に対する一時保護率の推移

	平成16年度	平成17年度	減少率
養護	27.5%	25.8%	93.8%
うち虐待	28.7%	24.2%	84.3%
非行	19.7%	16.1%	81.7%

(表5)一時保護の内訳

	一時保護実人数	うち児相の一時保護所	うち委託一時保護	一時保護のべ日数	うち児相の一時保護所	うち委託保護	平均入所日数	平均委託日数
養護	11,118	8,136 (73.2%)	2,982 (26.8%)	266,743	198,053 (74.2%)	68,240 (25.6%)	24.3	22.9
うち虐待	5,195	3,878 (74.6%)	1,317 (25.4%)	150,844	112,554 (74.6%)	38,290 (25.4%)	29.0	29.1
非行	1,749	1,522 (87.0%)	227 (13.0%)	36,007	33,760 (93.8%)	2,247 (6.2%)	22.2	9.9
その他	1,271	1,096 (86.2%)	175 (13.8%)	23,066	20,262 (87.8%)	2,804 (12.2%)	18.5	16.0
合計	19,333	14,632 (75.7%)	4701 (24.3%)	476,210	364,629 (76.6%)	111,581 (23.4%)	24.9	23.7

(図3)人口1万人当りの一時保護所保護児数(全体)



(表6)人口1万人当りの一時保護所保護児数

	ヶ所数	平均人数	SD
全体	112	1.60	1.54
うち一時保護所あり	67	2.11	1.77
うち一時保護所なし	45	0.88	0.62

(注)最大 11.33人、最小 0.14人、中央値 1.24人

(表 7) 虐待相談の一時保護状況 N=94

	相談件数	一時保護所での実人数	一時保護率(%)	一時保護所でのべ日数	平均入所日数	委託一時保護の実人数	委託保護率(%)	委託保護でのべ日数	平均委託日数
全数	16,238	2,693	16.6	74,533	27.7	1,118	6.9	31,262	28.0
身体的	6,995	1,181	16.9	33,992	28.8	410	5.9	12,073	29.4
心理的	2,598	348	13.4	8,873	25.5	116	4.5	2,430	20.9
性的	635	130	20.5	4,977	38.3	40	6.3	2,000	50.0
ネグレクト	6,010	1,034	17.2	26,691	25.8	552	9.2	14,759	26.7

(表 8) 相談種別の優先順位

	児相数	割合(%)
身体的虐待	53	43.5
心理的虐待	0	0
性的虐待	33	27.0
ネグレクト	1	0.8
その他	23	18.9
無回答	12	9.8
計	122	100

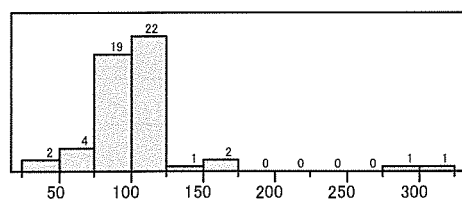
(表 9) 相談種別変更の手続き

	児相数	割合(%)
会費で	82	67.2
自動的に	15	12.3
当初のまま	9	7.4
月末で	0	0
その他	7	5.7
無回答	9	7.4
計	122	100

(表 10) 一時保護所の規模

	1日当りの人数	平成17年調査	割合(%)	平成18年調査	割合(%)
小規模	7人未満	40	46.0	34	45.9
中規模	7~14人未満	26	29.9	21	28.4
大規模	14人以上	21	24.1	19	25.7
	合計	87	100	74	100

(図 4) 1日当りの一時保護児の増加率(%)



(表 11) 規模別の増加率

	児相数	平均増加率	SD
全体	52	106.4	44.2
小規模	23	114.9	61.5
中規模	17	97.5	28.8
大規模	13	99.9	9.1